

高齢者虐待に関することについて

高齢者虐待や虐待が疑われる事例については、全国的に増加傾向にあり、対策が急務となっています。本市においても、高齢者の権利が侵害されることを防ぐとともに、意識の啓発に努め、関係機関と連携し対応しています。

① 虐待防止のネットワーク体制の構築

○高齢者虐待についての相談・通報対応件数

	H29年度	H30年度	R元年度
対応件数	15件	34件	37件

○老人福祉法第11条に規定する措置を受けるもの。

(やむをえない事由による措置等の実施)

	H29年度	H30年度	R元年度
利用実人数	8人	8人	7人
うち分離保護	4人	4人	4人

○二市一町高齢者虐待防止ネットワーク会議（研修会実績）

H30年度	「養護者による高齢者虐待防止研修」 講師：斎藤 明氏（埼玉県社会福祉士会）
R元年度	「8050問題～高齢者虐待へのアプローチ～」 講師：斎藤 明氏（埼玉県社会福祉士会）
R2年度	年度末に開催予定（内容未定）

<現状>

高齢者虐待や虐待が疑われる事例への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や家族に対する支援を開始することが重要であるため、高齢者あんしん相談センターを中心に民生委員や地域と協力・連携し、虐待を未然に防いだり、早期発見に向けて対応するよう努めています。

また、二市一町高齢者虐待防止ネットワーク会議を通し、課題解決に向けた検討や研修を実施し、関係者の連携強化に努めています。

【課題】

虐待は、複雑に絡み合った要因により発生するため、対応には多くの知識と時間を要することとなる。ネットワーク体制を活用し、限られた人員で効率的に対応していく方法を検討する必要がある。

② 関係機関の相談・支援体制の整備及び連携強化

<現状>

高齢者虐待に関する通報を受けた場合、高齢者あんしん相談センターや関係機関と緊密に連携を図り、通報を受けた事案への速やかな対応を行うとともに、その後の支援で高齢者の安全を確保することが重要です。また、本市においては、人権・市民相談課と配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議、市民課の住基支援措置連絡票により、虐待を未然に防ぐための情報共有をしています。

【課題】

虐待は様々な要因が重なり起こることが多いため、その虐待がなぜ行われたのか、複雑な要因を検証していくことが重要であり、安全の確保のため、いかに迅速に支援できるかが課題である。

③ 虐待防止に関する普及啓発

<現状>

ケアマネジャーや介護事業所等の関係者、市民の方々に対し、高齢者虐待の早期発見とその予防につながるよう、高齢者虐待防止の講演会等を行い、周知をしています。また、介護者の心身の負担軽減も虐待防止の効果が期待されるため、介護者に対する相談支援体制の充実に努めています。

④ 介護事業所への協力依頼

<現状>

介護事業所における虐待に関する通報も増加傾向です。高齢者虐待防止法や埼玉県虐待禁止条例の理念を受け、介護事業所に対して「虐待を防止するための従業者に対する研修の実施」や「利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備」といった内容から構成される「高齢者の虐待防止に関する事項」を運営規程等に定めてもらうよう依頼しています。実地指導等の場において情報を共有しながら、取り組みを進めています。

【課題】

入所系の介護サービス事業所において虐待事案が発生した場合、対象者の保険者ではなく施設所在市町村が調査を行うこととなる。高齢者等が介護を受けながら安心して生活できる施設であることが必要なため、介護職員の虐待防止に関する認識を高め、虐待を未然に防ぐための取り組みが重要となる。